

令和 8 年 9 月 2 8 日
山 形 県 企 業 局

鶴子発電所及び大沢川発電所の売電に係る公募型プロポーザル質問に関する回答書

質問事項	内容	回答
募集要領 別表 4 「企業局施設への 供給」について	・「企業局発電所の電力が不足する場合、県内の他の小売電気事業者からの非化石価値付電力を調達し供給する計画、提案があるか」との記載がございますが、県内の発電事業者からの非化石価値付電力を調達し供給する提案を行った場合でも、同様に評価対象となりますでしょうか。また、評価対象とならない場合には、調達先を小売電気事業者に限定している理由についてご教示いただけますでしょうか。	・県内の発電事業者からの非化石価値付電力を調達し供給する提案を、県内の他の小売電気事業者からの非化石価値付電力を調達し供給する計画、提案と同様に評価することは想定しておりません。 ・また、評価対象の「県内の他の小売電気事業者から調達し供給する」については、評価要件であるということで御理解ください。
力率について（低 圧電力の供給）	・弊社は力率の変動による低圧電力基本料金の割引割増を行っていません。こうした場合、「入札単価＝契約単価＝請求単価」としたいが宜しいでしょうか。	・今回の企画提案により契約候補者として選定され、その後の受電契約手続きにおいて落札された価格（単価）を契約価格（単価）、請求価格（単価）と考えていただいて構いません。
請求書について	・弊社では、高圧電力分と低圧電力分をそれぞれ個別の請求書を発行しております。請求書を分けて発行する運用で問題ございませんでしょうか。 ・弊社は 1 施設 1 枚の請求書作成となり、分割請求は対	・請求書を分けて発行いただくことで問題ありません。 ・なお、受電契約後、不都合が生じた際は、協議をお願いする場合があります。

	応不可となっております。 なお、分割支払いに関しましては、事前に内訳をお知らせいただくことで対応可能となります。ご了承くださいませ。 [例：庁舎〇,〇〇〇円 業者A〇,〇〇〇円 業者B〇,〇〇〇円]	
料金見直しに伴う協議について	・当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が燃料費（等）調整の見直しを伴う料金見直しをした場合、割引率を変えずに同等の変更をお願いさせていただきますが、その際は協議いただけますか。	・ご質問の様な案件に関わらず、双方に疑義が生じた場合は協議し、決定して参りたいと考えております。
広域水道及び工業用水道で使用する電力の仕様書 別紙1「年間予定使用電力量」について	・需要場所全施設の月別予定使用電力量の内訳をご教示いただけますでしょうか。	・本プロポーザルに係る参加資格を有する者で、希望があった場合に提供することは可能です。
様式7について	・総合計金額は1年分、もしくは3年分どちらの価格でしょうか。	・1年分の価格を記入ください。 なお、「様式7の概算総価（税抜き）」と「様式4の企業局施設への供給の概算総価」は同額となるように記載ください。
参加辞退について	・入札を辞退することとなった場合、入札辞退届の提出期日をご教示いただけますでしょうか。	・企画提案書提出期限 10月16日とします。
入札保証金について	・入札補償金は免除という認識でよろしいでしょうか。	・入札保証金は設定しておりません。

契約保証金について	・契約保証金が免除対象となる場合、免除とわかるタイミングはいつになりますでしょうか。(保障証発行に時間を要するため)	・免除の申請をいただいてからの判断となりますが、具体的なタイミングは明示できません。
電力量料金の支払いについて	・毎月の電力料金の支払いについて、銀行振込での対応は可能でしょうか。	・基本的には企業局が納入通知書を発行し、それに基づいて指定の銀行口座に振り込んでいただきます。
発電計画について	・発電計画は 48 コマ 30 分単位(kWh) でいただくことは可能でしょうか。 - また、週間か月間かどちらになりますでしょうか。	・可能です。基本的には翌日の計画をお知らせします。詳細は協議によります。
計画変更について	・天候等により、発電量が変更となる場合、1 日最大で何回変更がありますでしょうか。 - また 1 コマ最大でどのくらい数量が変わりますでしょうか。(【例】 6,000kWh→0kWh に発電量が減る等) 過去に実際に変更した際の Excel 等あればご提供いただくことは可能でしょうか。 ・夜間 (17 時以降) の変更はありますか。ある場合、変更に対応できない場合はどのような対応になりますでしょうか。 ・計画変更の際は電話とメールにてご連絡いただけますでしょうか。	・特に回数に決まりはありませんが、計画が変更となる場合は連絡します。また、発電機の事故停止や自流減による停止などもありますので、最大出力から停止となるケースもありますが、Excel の提供はできません。 ・夜間の変更についても、日中と同様に連絡します。 ・連絡方法については協議によります。
予定売電電力量について	・発電所別の月別予定売電電力量につきましても Excel データをお持ちでしたら、ご提供いただくことは可能でしょうか。	・本プロポーザルに係る参加資格を有する者で、希望があった場合に提供することは可能です。

非化石価値について	・非化石価値は買受人に全量帰属するという認識でよろしいでしょうか。	・その通りです。
発電側課金について	・仕様書 3 ページ 5. (8)①において、「発電側課金は貴局が負担するものとする」との記載がございます。発電側課金につきましては、毎月の料金精算時に電力量料金と相殺する運用となりますでしょうか。 また、事業者が提案する契約単価には発電側課金相当額を含めるものと理解してよろしいでしょうか。あるいは、契約単価とは別に精算することを想定されているかご教示ください。	・発電側課金は企業局が負担するものとし、電力料金との相殺はしません。 よって、単価契約には発電側課金を含めず、別途清算となります。
現在の契約状況について	・現在のご契約者様と契約単価をご教示いただけますでしょうか。	・現在の契約状況について示すことは出来ません。
最低価格について	・本案件について、設定されている最低価格を開示いただくことは可能でしょうか。	・開示できません。
入札価格について	・契約期間（3 年間）について、年度ごとに異なる単価を設定してご提案することは可能でしょうか。それとも、契約期間を通じて単一の単価をご提案する必要がありますでしょうか。	・単一の単価となります。
評価視点について	・評価基準（別表 4）の「企業局発電所の電力が不足する場合、県内の他の小売電気事業者からの非化石価値付電力を調達し供給する計画」との記載について、「県内の小売電気事業者」とは、山形県内に本店を有する事業者に限られますでしょうか。それとも、山形県内で電力を供給し	・山形県内に本店を有する小売電気事業者のことを指します。 ・企業局の鶴子発電所及び大沢川発電所で発電された非化石価値付き電力が不足する場合、御社の別の県内発電所の非化石価値付き電力を供給いただくことは構いません。

	ている事業者であれば、本店が県外にある場合も含まれますでしょうか。自社の別の県内発電所の非化石価値をあてることと計画として充足という認識になるのでしょうか？またその場合加点につながりますでしょうか？	んが、その計画を加点対象とはしておりません。
供給側価格見直しについて①	・託送料金（基本料金単価・従量料金単価）など、一般送配電事業社のコスト変更に伴い供給期間中に費用が変動した場合、基本料金単価および電力量料金単価の見直しは可能でしょうか。	・都度協議のうえ決定して参りたいと考えております。
供給側価格見直しについて②	・容量確保拠出金など、国の制度変更に伴い供給期間中に費用が変動した場合、基本料金単価および電力量料金単価の見直しは可能でしょうか。	・都度協議のうえ決定して参りたいと考えております。
供給側価格見直しについて③	・水道施設仕様書（4.その他(3)）には、力率の変動その他の要因による電気料金の調整について「東北管内の旧一般電気事業者が定める標準（託送）供給条件による」との記載があり、あわせて「提案価格の算定にあたっては、燃料調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと」とされています。これは、企画提案時の見積単価には燃料調整額を含めない一方、契約期間中は東北電力小売部門の公表する燃料調整額と再エネ賦課金が見積単価に別途加減算されるという理解でよろしいでしょうか。また、東北電力小売部門が燃料調整額の算定方法自体を将来見直した場合、供給価格への反映はどのようなになりますでしょうか。	・前段については、その様に御理解いただいて構いません。 後段については、都度協議のうえ決定して参りたいと考えております。

供給側価格見直しについて④	・契約期間（3年間）について、年度ごとに異なる単価を設定してご提案することは可能でしょうか。それとも、契約期間を通じて単一の単価をご提案する必要がありますでしょうか。 ・容量拠出金の増加が見込まれるため、後半ほど原価の増大が見込まれます。年度ごとに異なる単価設定により3年間計で最も安価なご提案が可能かとおもいご確認させてください。	・契約期間を通じた単一単価でのご提案をお願いします。
水道施設仕様書（酒田量水所）	・水道施設仕様書の酒田電気水道事務所「酒田量水所」の契約欄に「30 [kW]」との記載がありますが、他の並記項目（30A・15A等）とプラン（従量電灯B）の整合性から、正しくは「30A」の記載誤りではないかと考えております。念のため、正しい契約電力（契約種別）をご教示いただけますでしょうか。	酒田電気水道事務所「酒田量水所」の契約電力（契約種別）は、30Aとなります。
発電の30分値の提供について	・インバランスクリスクの評価を行った上で入札価格を検討いたしたく、過去3年分の発電計画値及び実績値（30分値）をご提供いただくことは可能でしょうか。	・本プロポーザルに係る参加資格を有する者で、希望があった場合に1時間値を提供することは可能です。
需要施設の30分値の提供について	・正確な試算を行ったうえで入札価格を検討したく、過去1年分の需要量データ（30分値）をご提供いただくことは可能でしょうか。	・当該施設の需要量管理は1か月単位で、30分値での管理は行っていません。
買取価格の評点の計算方法	・買取価格（配点40点）の評価方法について、提案者間の順位に応じて得点が決まる方式（例：1位40点、2位20点等）でしょうか。それとも、提案価格の水準に応じ	・評価の方法についてはお示しできません。

	て得点が配分される方式(例:最低価格から一定額ごとに加点等)でしょうか。評価の考え方をご教示いただけますでしょうか。	
複数案件の応募条件	・複数の案件(グループ)に同時に応募する場合、各案件の参加資格要件(販売実績)をそれぞれ単独で満たしていればよいのでしょうか。それとも、応募する複数案件の要件を合算した水準の実績が必要となりますでしょうか。	・各案件の参加資格要件をそれぞれ単独で満たしていることで足ります。
発電側課金について	・仕様書に基づき発電側課金を企業局負担として清算する場合、一般送配電事業者による発電側課金の確定時期によっては検針日の翌月10日までに支払金額を確定させることが困難な場合があります。その際は期日を都度、協議のうえ調整することは可能でしょうか。また、停止等により支払金額との相殺ができない場合は、発電側課金を企業局宛てに一般送配電事業者から直接請求する取扱いでよろしいでしょうか。	・都度協議をお願いいたします。また、発電側課金と電力量料金との相殺はせず、別途精算としていただきたいと思います。
会社概要書(様式3)について	・電気販売実績は、別途提出する販売実績を証するものと数値を一致させる必要はありますか。提出時の単位の取扱いが異なるため、一致しないケースがあります。	・単位の取り扱い程度の差については、必ずしも一致しなくとも問題ないものとします。
募集要領 別表1について	・電気の販売実績として発受電月報を提出する場合は、当該部分を抜粋した提出でよろしいでしょうか。 また、第5表(2)で「電気の販売実績を証するもの」「山形県内における電気の販売実績を証するもの」のどちら	・販売実績が分かるものであれば結構です。 また、「電気の販売実績を証するもの」「山形県内における電気の販売実績を証するもの」については、重複していても構いません。

	も証することが可能 でしょうか。	
広域水道及び工業用水道で使用する電力の仕様書 3. 仕様(3) 予定使用電力量について	・各施設の電力量について、区分ごとの電力量をご提示ください。	・区分ごとの予定使用電力量は以下のとおりと想定しています。 ①村山電気水道事務所所管施設 ・高圧受電 2,463,500kWh/年 ・低圧受電（動力） 210,200kWh/年 ・低圧受電（電灯・電気防食装置） 45,690kWh/年 ②最上電気水道事務所所管施設 ・高圧受電 875,600kWh/年 ・低圧受電（動力） 207,250kWh/年 ・低圧受電（電灯・電気防食装置） 24,350kWh/年 ③置賜電気水道事務所所管施設 ・高圧受電 756,300kWh/年 ・低圧受電（動力） 32,340kWh/年 ・低圧受電（電灯・電気防食装置） 29,740kWh/年 ④鶴岡電気水道事務所所管施設 ・高圧受電 784,600kWh/年 ⑤酒田電気水道事務所所管施設 ・高圧受電 2,158,000kWh/年 ・低圧受電（電灯・電気防食装置） 15,240kWh/年

広域水道及び工業用水道で使用する電力の仕様書 4. その他について	・ 予備線または予備電源がある場合には、東北電力と同じ算定式で算出し、その金額を料金に含める必要がありますか。	・ 予備線または予備電源がある施設については、その料金を含め概算総価を提示ください。 なお、算出にあたっての算定式の指定はございません。
広域水道及び工業用水道で使用する電力の仕様書 4. その他(3)について	・ 契約期間中に一般送配電事業者の託送料金改定が実施された場合、当該改定分については企業局施設への供給料金へ自動で反映させることは可能でしょうか。	・ 基本的には都度協議のうえ決定して参りたいと考えております。